

白川町訓令甲第13号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

白川町地域おこし企業人交流プログラム実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

白川町長 佐伯正貴

白川町地域おこし企業人交流プログラム実施要綱の一部を改正する訓令

白川町地域おこし企業人交流プログラム実施要綱（令和3年白川町訓令甲第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 地域おこし企業人に関する庶務は、 <u>白川町課設置条例（令和6年白川町条例第24号）第2条に定める分掌事務のうち地域の振興対策を所掌する課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 地域おこし企業人に関する庶務は、 <u>企画課</u> _____ _____において処理する。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。